

酒々井町制施行135周年記念ロゴデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、酒々井町制施行135周年記念ロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

また、ロゴデザインは別記のとおりとする。

(ロゴデザインの使用目的)

第2条 ロゴデザインを使用することで、酒々井町制施行135周年記念を共に祝い、盛り上げるとともに広く全国に情報発信することで地域の活性化に結びつけることを目的とする。

(使用の条件)

第3条 ロゴデザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、町長に届出することで使用することができる。

- (1) 町の品位を傷つけるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を町が支援または公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 特定の宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると町長が認めるとき。

(使用の届出)

第4条 ロゴデザインを使用する者は、届出書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、届出書の提出を省略することができる。

- (1) 酒々井町行政組織条例（平成19年酒々井町条例第22号）第1条に規定する各課及び会計課、上下水道課、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会並びに議会（以下「各課等」という。）が使用するとき。
- (2) 各課に事務局を置く団体が使用するとき。
- (3) 町長が後援を承諾した事業及び酒々井町制施行135周年記念事業実行委員会を構成する者又は団体が使用するとき。

(4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用期間)

第5条 ロゴデザインを使用出来る期間は、この要綱を制定した日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間は、事業の運営上予告なく変更することがある。

3 町長は、使用期間の変更に基づく損害についてその責めを負わない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴデザインを使用する者は、使用するデザインについて別に定める酒々井町制施行135周年記念ロゴデザイン使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

(商品等への使用)

第7条 ロゴデザインを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に町長に相談のうえその承認を得るものとする。

(使用の中止)

第8条 ロゴデザインを使用する者が、第3条各号に該当することが明らかとなったとき、第6条に定めるガイドラインを遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、町長はその使用の中止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(損害賠償)

第9条 町長は、ロゴデザインを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴデザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとする。

3 使用者は、ロゴデザインの使用に際して故意又は過失により酒々井町に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴデザインの取扱いに係る必要事項は、町長別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。